

## 平成30年鎌ケ谷市農業委員会第5回定例総会議事録

鎌ケ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成30年鎌ケ谷市農業委員会第5回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成30年5月11日（金） 午後4時00分

### 2 出席委員

農業委員 11名

- |              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 葛山 繁隆 委員  | 2. 古川 和昭 委員  | 3. 石原 和弘 委員 |
| 4. 鈴木 一男 委員  | 5. 山田 芳裕 委員  | 6. 奥山 喜和子委員 |
| 7. 浅海 博行 委員  | 8. 石井 栄一 委員  | 9. 時田 将 委員  |
| 10. 鈴木 有光 委員 | 11. 川村 誠司 委員 |             |

農地利用最適化推進委員 5名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員  | 飯田 展久 委員 |          |

### 3 事務局出席者

- 事務局長 佐山 佳明  
事務局次長 浅海 一洋  
主任主事 山田 亮

### 4 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

- |  |    |
|--|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について                     | 1件 |
| 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について                     | 2件 |
| 議案第3号 農用地利用集積計画について                            | 2件 |
| 議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の<br>点検・評価（案）について | 1件 |
| 議案第5号 平成30年度の目標及びその達成のに向けた活動計画（案）について          | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について                     | 1件 |
| 報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について                     | 2件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について                   | 2件 |
| 報告第4号 農地等の現況にかかる照会に対する回答について                   | 1件 |

### 5 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、平成30年鎌ケ谷市農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

2番、古川和昭委員

3番、石原和弘委員を指名いたします。

葛山 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は、第3班です。時田将班长より総括的な報告をお願いいたします。

時田 班长

議長

葛山 議長

9番、時田将班长

時田 班长

第3班の現地調査の報告をいたします。

4月27日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、葛山会長、浅海会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について2件、農用地利用集積計画について2件の計5件です。

3班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

葛山 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございいます。

本申請は、譲渡人は遠隔地に居住しており耕作が困難であることから農地の処分を図るもので、譲受人は農業経営の拡大を目的として自己所有地に隣接している農地を取得するものです。

申請地は、畑1筆、面積92平方メートルの梨畑です。

営農計画は、梨・葡萄の作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は50アール以上となり、年間の従事日数は360日で、専農従事者数は2名です。また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特

に問題はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

大山 委員 議長

葛山 議長 大山貴推進委員

大山 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積92平方メートルの梨畑として耕作されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、今後の適正な耕作の実施並びに営農後3年間は転用できないことを周知しました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 会議規則第10条の規定に基づき、飯田展久推進委員の退席を求めます。

(飯田委員退席)

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

葛山 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積2,446平方メートルの内215.72平方メートルです。

転用計画は、使用貸借による農家住宅用地です。

申請理由は、譲受人は現在両親と同居していますが、結婚を期に、親である譲渡人の土地を借りて、農家住宅を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として擁壁及びコンクリートブロック4段積みで囲うとともに、敷地内は雨水浸透枳により、敷地外への流出を抑制します。

農地区分は、集団的に存在している農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、本申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものの例外事由に該当します。

資金につきましては、親からの借入金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

葛山 議長  
川村 委員  
葛山 議長  
川村 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

11番、川村誠司委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

4月27日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積2,446平方メートルの内215.72平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、住宅出入り口付近の電柱及びU字溝の処理を確認したところ、電柱は移動し、通路部分のU字溝には蓋をする予定である旨の回答でした。次に、許可後は速やかに着工し、完成後には工事完了報告書を提出するよう指導しました。最後に、本申請地は、農地法上の第1種農地に該当するが、申請内容が例外事由に該当することにより、申請受付をした旨の周知をしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願

いいたします。

葛山 議長

以上で報告を終わります。  
ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。  
それでは、採決をいたします。  
審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

葛山 会長 飯田展久推進委員の除斥を解きます。

(飯田委員着席)

葛山 議長 続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でござ  
います。

申請地は、畑1筆、面積300平方メートルです。

転用計画は、使用貸借による分家住宅用地です。

申請理由は、譲受人は、子供が二人生まれ、現在の住まいが手狭になってきたことから、親である譲渡人の土地を借り、分家住宅を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。  
周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として農地との境界にブロック2段積を設置するとともに、敷地内に浸透柵を4ヶ所設置することで、敷地外への流出を抑制します。

農地区分は、ガス及び水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に隣接し、半径500メートル以内に教育施設等が二つ以上あることから、第3種農地に該当します。

資金につきましては、金融機関からの借入金で賄い、事前審査結果通知書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。  
以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

川村 委員 議長

葛山 議長 11番、川村誠司委員  
川村 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。

4月27日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積300平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、農地の残地について、今後もしっかり耕作すること、工事期間中は、十分注意すること、許可後は速やかに着工し、完成後には工事完了報告書を提出することを指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年4月24日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積1,215平方メートルの農地を、新規に3年間の使用貸借による利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者はいずれも、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

石原 委員 議長

葛山 議長 3番、石原和弘委員

石原 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。  
現地は、畑2筆、合計面積1,215平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、使用貸借により  
利用権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしくお願  
いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のな  
い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたし  
ます。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関  
する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第  
18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年4月24日付けで、  
農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑4筆、合計面積2,375平方メートルの農地の賃借権による利  
用権の更新で、5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者はいずれも、経営面積、農業従事日数、農業機  
械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はございま  
せん。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

石原 委員 議長

葛山 議長 3番、石原和弘委員

石原 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2の調査報告をいたします。  
 現地は、畑4筆、合計面積2,375平方メートルの普通畑です。  
 本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、賃借による利用  
 権の設定を5年間行おうとするものです。  
 調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしくお願  
 いたします。  
 以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。  
 (「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。  
 それでは、採決をいたします。  
 審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のな  
 い方の挙手をお願いいたします。  
 (全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第4号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・  
 評価(案)について、を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

葛山 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の6ページから14ページまでをご覧ください。  
 議案第4号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価  
 (案)について、でございます。  
 本件は、平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長  
 通知に基づき策定するものです。  
 内容につきましては、担い手への農地集積・集約化の集積実績が0.8ヘクタ  
 ール増加し、達成率は107.79パーセントとなり、良好な結果となりました  
 が、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、遊休農地に関する措置に関す  
 る評価などは、目標に達していない結果となりました。  
 以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

葛山 議長 質疑に入ります。

葛山 議長 無ければ質疑を終了いたします。  
 それでは、採決をいたします。  
 議案第4号について、事務局の説明のとおり決定とすることにご異議のない方  
 の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 葛山 議長 全員賛成により、議案第4号は可決されました。
- 葛山 議長 続いて、議案第5号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、を議題といたします。
- 葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
- 浅海 次長 議長
- 葛山 議長 浅海次長
- 浅海 次長 議案書の15ページから18ページまでをご覧ください。
- 議案第5号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、でございます。
- 本件も点検・評価と同様に、農林水産省経営局長通知に基づき策定するものです。
- 具体的な活動計画につきましては、担い手への農地集積・集約化の目標を0.4ヘクタールの増加とし、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進では、1経営体の参入、その参入者の取得面積を1ヘクタールとし、遊休農地の解消面積では、0.2ヘクタールを減少させ、また、違反転用への適正な対応につきましては、7月から9月までの違反転用防止月間に農地パトロールの強化を図ることとするなどの計画といたしました。
- 以上、ご審議の程よろしく申し上げます。
- 葛山 議長 質疑に入ります。
- 濱田 委員 議長
- 葛山 議長 濱田推進委員
- 濱田 委員 活動計画中に「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」とあるが、実際に相談等はあるのか。
- 浅海 次長 議長
- 葛山 議長 浅海次長
- 浅海 次長 相談等は年に数件ございます。しかし、本市は農業振興地域の指定をしていないことから、新規参入者に対しての補助体制があまり適用されない等の理由により、実績に繋がらない状況となっております。
- 時田 委員 議長
- 葛山 議長 9番、時田将委員
- 時田 委員 「農業委員会の状況」の表中に経営耕地面積「田」15ヘクタールとなっているが本市には稲作は無いと思うがどうなっているのか。
- 浅海 次長 議長
- 葛山 議長 浅海次長
- 浅海 次長 掲載データは注意書きにありますように、農林業センサスの数値を基にしてございますので、実際とは別に登記地目により算出されていると思われま

石井 委員 議長  
葛山 議長 8番、石井栄一委員  
石井 委員 違反転用防止月間は具体的には何をやっているのか。  
浅海 次長 議長  
葛山 議長 浅海次長  
浅海 次長 違反転用防止月間には農地パトロールの強化をはじめ、農業委員会だより等により啓発をするとともに、県等との違反転用合同パトロールを実施しています。  
葛山 議長 その他、無ければ質疑を終了いたします。  
それでは、採決をいたします。  
議案第5号について、事務局の説明のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第5号は可決されました。  
葛山 議長 続いて、報告事項を議題とします。  
報告第1号から報告第4号までを報告いたします。  
葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。  
山田主任主事 議長  
葛山 議長 山田主任主事  
山田主任主事 議案書の19ページから20ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について1件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について2件の計3件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、いずれも農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

報告第4号農地の現況にかかる照会に対する回答について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、宅地造成中となっておりますので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長

これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時40分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成30年5月16日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石 原 和 弘

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古 川 和 昭